

企画競争説明書

業務名称：モロッコ国ダム堆砂対策を含む水資源管理に係る情報収集・確認調査

調達管理番号：21a00183

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年5月19日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年5月19日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：モロッコ国ダム堆砂対策を含む水資源管理に係る情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2021年8月 ～ 2022年6月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。
- (5) 部分払の設定
本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

¹ 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

1) 2021年度末(2022年2月頃)

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

担当者: 三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部 水資源グループ 水資源第一チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めず。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

本件における特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年5月28日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年6月3日(木)までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年6月11日 12時

(2) 提出書類：プロポーザル・見積書

(3) 提出方法：

プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

（4）提出先：

- 1) プロポーザル：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL
- 2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（6）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
- a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
- a) 一般業務費（資料等作成費）
 - 翻訳費（仏文⇒英文） 200千円
 - b) 報告書作成費
 - 翻訳費（和文⇒仏文） 1,300千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
- a) 現地通貨 MAD 1 = 12.320600 円
 - b) US\$ 1 = 108.8420000 円
 - c) EUR 1 = 131.9730000 円
- 5) その他留意事項
特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／水資源計画
- b) ダム堆砂対策

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 10 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2

位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年6月30日（水）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力

- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があ

った場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：ダム堆砂対策を含む水資源管理に係る各種調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／水資源計画

➤ ダム堆砂対策

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／水資源計画）】

a) 類似業務経験の分野：水資源計画に係る各種業務

- b) 対象国又は同類似地域：モロッコ国及びその他途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 ダム堆砂対策】

- a) 類似業務経験の分野：ダムに係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：モロッコ国及びその他途上国
- c) 語学能力：評価対象外

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を

目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	0	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／水資源計画</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>ダム堆砂対策</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	10	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

特記仕様書案

1. 調査の背景

モロッコ王国（以下「モロッコ」という。）は乾燥地域及び半乾燥地域に属し、冬季に雨季となる地中海性気候であり、季節によって降雨量の差が大きく夏季の降雨量が非常に少ない。また、地域間でも降雨量に大きな差があり、降雨量の多い北部や中部の山脈地帯では800mm/年程度の降雨量があるものの、東部および南部は降水が非常に少なく200mm/年以下の降雨量となっている。

近年は、気候変動による影響で降雨量が減少しており、2050年には降水量が現在と比較して20%程度減少すると予測されている（Nationally Determined Contribution to the UNFCCC、2016年）。水資源賦存量の減少に直面しているとされる一方、非効率な灌漑用水の利用等によって限られた水資源も有効に活用できていない。このような背景から、モロッコ政府は2020年に「国家水プログラム2020-2050年」及びその中の優先プログラムとして「飲料水・灌漑用水供給にかかる国家プログラム」（Framework agreement for the implementation of the 2020-2027 National Program for drinking and irrigation water supply）を策定し、その中の5つの大きな課題の一つとして水資源供給能力の向上を掲げている。

モロッコでは、年間約140億m³/年の水が使用されており、ダム貯水（約52億m³/年）と地下水（約50億m³/年）が主な水資源となっている（国家水プログラム2020-2050年、2020年）。上記の通りモロッコは季節によって降雨量の差が大きいため、渇水期においても水供給を確保するためにダム貯水が重要な役割を担っている。2020年時点で、モロッコには145基のダムが存在しており、その総貯水容量は186億m³であるが、鉄砲水による土壌浸食を主な原因とするダムへの堆砂が深刻な問題となっている。担当省庁である設備・運輸・ロジスティクス・水利省（Ministry of Equipment, Transport, Logistic and Water、以下「METLW」という。）によると、ダム堆砂によって既に約10%の貯水容量が失われており、現在も毎年約75百万m³の貯水容量が堆砂により失われており、ダムによっては80%近くの貯水容量が堆砂により失われているとされる。2050年には全貯水容量の25%がダム堆砂によって失われると想定されており、ダム堆砂は水資源供給能力の向上において大きな課題となっている。

ダム堆砂問題への対策として、METLWは一部のダムでポンプによる堆砂浚渫を試験的に実施することや、浚渫土の有効利用方法の調査を進める等の対策に取り組んでいる。一方で、根本的な課題である水資源供給能力の向上という視点から、流域の地下水も含む他水源の活用やダム下流側での節水等の堆砂対策以外の代替案との比較検討ができていない。そのため、モロッコ側から堆砂対策への支援要請はあるものの、費用対効果の観点からダム堆砂対策を行うのが適しているのか、ダム堆砂対策以外の解決策がないのかが不透明な状況である。

2. 調査の目的

本調査は、ダム堆砂対策を含む水資源管理に係るモロッコ側のニーズ及び実施体制の確認、関連する計画・データ等の収集・整理を実施し、水資源供給能力の向上とい

う視点からモロッコにおいて実現可能性の高い水資源計画を検討し、同分野における将来のJICAの支援方針を整理することを目的とする。

3. 調査対象地域

ダム堆砂が問題となっている地域（Oum Er Rbia流域、Moulouya流域）を中心に全土を対象とする。

4. 調査協力機関

（和名）設備・運輸・ロジスティクス・水利省 水利計画・調査局

（英名） Water Research and Planning Directorate（仏文名：Direction de la Recherche et de la Planification de l'Eau。以下「DRPE」という。）、Ministry of Equipment, Transport, Logistic and Water (METLW)

5. 調査業務の範囲

本調査において、コンサルタントは「2.調査の目的」を達成するために、「6.実施方針及び留意事項」に十分に配慮しながら、「7.調査の内容」に示された業務を行う。また、調査の進捗に応じて「8.成果品等」に基づき、進捗状況に応じた報告書を作成し、JICA及び「4.調査協力機関」に対し説明・協議の上、提出するものとする。

6. 実施方針及び留意事項

(1) 本調査の基本方針

本調査は、ダム堆砂対策を含む水資源管理に係るモロッコ側のニーズ及び実施体制の確認、関連する計画・データ等の収集・整理を実施し、水資源供給能力の向上という視点からモロッコにおいて実現可能性の高い水資源計画を検討し、最終的には同分野における将来のJICAの支援方針を整理することを目的としていることを念頭に置き本調査を進めること。

将来的な支援として、現在の想定ではダム堆砂対策を含めて長期的・総合的な視点で水資源計画を策定することが求められていると考えるため、開発計画調査型技術協力がモロッコ側のニーズに合うと想定している。ただし、それに捉われず、本調査の中でモロッコ側の具体的な支援ニーズを確認し、一般的なプロジェクト型の技術協力プロジェクトなのか、資金協力が適しているのか検討すること。

(2) METLW内の組織間の意見の相違

過去のJICA要望調査では、METLWからダム堆砂対策に対する要望が出ているものの、計画を担当するDRPEと、ダムの管理を担当する水利整備局（英名：Water Development Directorate、仏文名：Direction des Aménagements Hydrauliques。以下「DAH」という。）が異なる要望を提出したことがあった。その際、DRPEがダム堆砂対策を含む総合的な計画を策定するための支援を要望したのに対し、DAHはダム堆砂の浚渫に絞った要望を出しており、ダム堆砂に関して異なる方針を示していた。最終的にはDRPEの要望に一本化されたものの、現在も両者の間でニーズが異なる可能性がある。そのため、本調査の中でモロッコ側のニーズを確認する際には、DRPE及びDAHの両者に支援ニーズを確認すること。

(3) ダム堆砂対策へのモロッコ側の理解の促進

METLWからは、本調査の中で、イノベティブで安価なダム堆砂対策を検討してほしいという要望が来ている。METLWは過去のJICA要望調査においても同様の要望

があったものの、その際にダム堆砂にはモロッコ側が期待しているようなイノベーションな方法はなく、安価なダム堆砂対策はないことを説明しているものの、現在に至っても同様の要望をしている状況である。本調査の中でモロッコ側とやり取りをする中で、ダム堆砂対策は高額な費用がかかる方法であることを改めて伝え、それでもなお実施する意欲があるのか、モロッコ側の意見を聞くこと。

(4) 新型コロナウイルスの影響を踏まえた業務計画の柔軟な見直し

新型コロナウイルスの影響により現地渡航ができない場合には、日本側とモロッコ側をテレビ会議等で繋いで遠隔で会議や情報収集を実施する想定である。現状、2021年10月に初回の現地調査を予定しているが、新型コロナウイルスの影響で現地調査が難しい場合には現地業務を国内業務に振り替えるなど、今後の状況に応じて業務計画は柔軟に見直しを行うこと。

(5) 調査の広報活動

業務実施にあたっては、本調査の意義、調査内容とその結果を日伊両国の国民各層に正しく理解してもらえよう効果的な広報を行うため、本調査の広報活動に関して、機構もしくはモロッコ側関係者のホームページへの掲載原稿の作成等効果的な広報のための支援を行うこと。

(6) 調査団派遣計画について

以下を考慮した業務計画、調査団員の派遣計画を立てること。

- ・ モロッコでは例年、断食（ラマダン）の季節は、政府機関のオフィス・アワーは9:00～15:00（昼休憩なし）に短縮され、断食明けの2日間はイード休暇になる（JICAモロッコ事務所のオフィス・アワーは8:00～14:30）。ラマダン期間中は日本との時差が-9時間になる。
- ・ 現状、モロッコ事務所は新型コロナウイルスの影響により、JICA事業関係者の滞在先を首都のラバトに限定している。移動においてもラバトから車で4時間の範囲での許可に限定している。この制限は状況に応じて随時変更されるため、調査開始後に最新の状況をJICAモロッコ事務所に確認すること。

(7) 国内・現地での会議への出席

コンサルタントは、本調査に関連して開催される現地及び国内での会議（進捗報告会等）、また、会議資料及び議事録の作成、提出を機構の指示に従い行うものとする。また、先方への報告書等の説明に際して、視聴覚機材の活用等を図り、明瞭・簡潔な説明に努めること。

(8) 広報

各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、成果品として提出する。撮影に当たっては、本調査の成果を分かりやすく伝えられるよう、プロジェクト実施前と実施後が比較できるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権はJICAに帰属するものとする。

7. 調査の内容

調査の内容は以下を想定しているが、コンサルタントは国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで示すこと。なお、

JICAと協議の上、必要と判断された場合は業務方法及び作業工程を見直すことも認めることとする。

時期 項目	2021					2022					
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
事前準備											
現地調査			■		■						
国内業務 ドラフト説明						■					
国内整理 ドラフト・ファイ ナルレポート提出								■			
ファイナルレポー ト提出											▲

【事前準備期間】

(1) 既存資料の分析（及び質問票の作成）

既存資料等に係る検討・分析を行い、現地業務での作業内容、重点項目を把握する。また、調査実施において必要となるデータ類を整理し、現地で追加収集する必要がある資料をリストアップする。さらに、業務にあたって関係機関に確認・質問する必要がある事項を質問票にまとめる。

(2) インセプション・レポートの作成・協議

上記の検討を踏まえて、調査の基本方針、実施体制、作業計画（方法、工程、精度、調査の進め方および手法を含む）を検討し、それらをインセプション・レポート案として取りまとめる。また、モロッコ側関係者と協議して、インセプション・レポートの最終化をモロッコ側と協働で行う。

インセプション・レポートは本業務全体を総覧するものであり、関係機関に広く配布するものであることを念頭において取りまとめる。なお、作成の際には8.(2)の作成要領に従うこと。

【現地調査及び国内業務期間】

(3) モロッコ側の支援ニーズの確認

METLEWがダム堆砂対策に対する支援を望んでいることはわかっているものの、METLEWからの具体的な要望は把握できていない。また、ダム堆砂対策に関して、資金協力よりも技術協力を優先的に実施してほしいと要望しているものの、JICAに具体的にどのような内容の技術支援を望んでいるのかがわかっていないため、METLEWの具体的な支援ニーズを把握・整理する。また、その際には日本におけるダム堆砂問題解決方法・技術を紹介し、モロッコ側が関心の高い方法・技術を確認すること。

(4) METLW及び関連機関の体制の確認

METLWの体制（組織図、責任機関、人員体制、各部署の協力体制等）を確認する。特に、DRPEとDAH（水利整備局）については、過去のJICA要望調査において、前者がダム堆砂の総合的な対策を要望したのに対して、後者はダム堆砂の浚渫に絞った要請を出す等、ダム堆砂に関して異なる方針を示していたことから、両者の関係性や意見の違いに留意して情報収集を実施する。

また、モロッコでは地方分権化が推進されており、水資源管理においては、METLW以外にも流域公社（ABH: Agence du Bassin Hydraulique）や州・県の水利

局が関係している。そのため、本調査を通じて、各機関の役割や関係、能力等についても確認の上、将来的にJICAが技術協力を実施した場合に中心となって事業を進めることができる機関がどこになるのか情報収集を行う。

(5) モロッコの既存の水資源計画の情報収集・整理

モロッコでは2020年に「国家水プログラム2020-2050年」が策定され、その中の優先プログラムとして「飲料水・灌漑用水供給にかかる国家プログラム」

(Framework agreement for the implementation of the 2020-2027 National Program for drinking and irrigation water supply) も策定されている。モロッコが作成しているこれらの水資源管理に係る計画を分析し、モロッコの現在の水資源計画を整理する。その中で、水資源計画におけるダム堆砂対策の位置づけ・他の対策との優先順位に留意して情報を整理する。また、先方政府は海水淡水化を積極的に進め、将来的には汚水再利用も計画しているため、これらの計画についても併せて確認する。

(6) ダム堆砂対策に係る既存の調査・計画の情報収集・整理

モロッコのダム堆砂対策に関する既存の調査、計画について情報収集及び整理を行う。特に、費用対効果について分析がなされた調査、計画がないか重点的に情報収集を行う。

(7) 他の開発パートナーの支援状況およびその成果の取りまとめ

水資源管理の分野において、特にダム堆砂対策に関連する各開発パートナーの既往・実施中の支援について情報収集し、取りまとめる。他の開発パートナーとの情報交換、意見交換は本調査期間を通じて継続し、本調査の意義や成果の発信と、プロジェクトを取り巻く動向の把握に努める。

(8) ダムの基礎データの収集・整理

モロッコ全土を対象に、ダムに関わる地形データ、水文データ、堆砂量データ、ダム貯水池容量等の基礎的なデータを収集する。

(9) 地下水をはじめとするダム以外の水源データの収集・整理

地下水をはじめとするダム以外の水源データを収集する。METLEWはダム堆砂対策が必要だと主張するものの、ダム堆砂対策には高額のコストがかかることを認識できていない可能性が高い。ダム堆砂対策を実施するよりも地下水等の他水源を開発する方が、費用対効果が高くなることも考えられる。そのため、地下水の開発可能性を探ることを念頭に、水源データ（地下水であれば、地下水位、水質、賦存量、地質データ等）を収集して整理する。

(10) 優先度の高い流域及びダムの選定及び詳細データの収集

7.(8)で情報収集を行ったダムの中で、将来的にJICAが技術協力を実施する場合に、優先的に支援対象とする流域及びダムを選定する。現時点では、堆砂対策が必要なダムとしてMETLEWも認識しているImfoutダム、Sidi Maachou ダム、Daouratダム、Mohamed V ダム、Al Kattabiダム、Nakhlaダムの6つのダム、及びそれらが位置するOum Er Rbia流域とMoulouya流域が候補であるため、それを念頭に調査を進める。選定した流域とダムについて、7.(8)よりも詳細なデータ（ダムの設計図、ダムの運用データ等）を収集して整理する。

なお、上記の6つのダムの内、Oum Er Rbia流域のダムはラバトから車で片道2時間半程度、Moulouya流域のダムは片道5時間程度の場所に位置している。6.(6)に記載の通り、現状は新型コロナウイルスの影響によりJICA事業関係者の滞在先を首都のラバトに限定し移動においてもラバトから車で4時間の範囲での許可に限定している。この制限は状況に応じて随時変更されるため、JICAの提供する最新情報を踏まえて現地調査の計画を立てること。また、制限によって現地調査が難しい場合には、METLWの協力を得る等の代替方法で情報を収集すること。

(11) ダム堆砂対策の検討と費用の試算

7.(10)で選定したダムに関して、METLWがどのような対策を計画しているのか（堆砂の浚渫なのか、ダムの嵩上げなのか等）、現在の対策の取り組み状況・課題を把握する。また、収集・整理したデータをもとに、現実的な対策を検討するとともに、対策を実施する場合の費用を試算する。なお、試算の際には選定した個々のダムについて試算をする必要はなく、特性が類似しているダムが複数ある場合にはその中の1つのダムのみを堆砂対策の費用の試算対象とする。また、選定したダム以外にも複数のダムが同一河川に建設されダム群を形成している場合にも、個々のダムについて費用を試算するのではなく、ダム群を一体として捉えて対策の検討及び費用の試算を行う。さらに、ダム堆砂対策以外の解決策（新規水源の開発、ダム下流の節水対策等）についても検討し、ダム堆砂対策との簡易的な比較検討を実施する。費用の試算、他の解決策との簡易的な比較検討の方法については、上記はあくまで案であるため、本調査で実施可能な方法をプロポーザルにて提案すること。

(12) 今後のJICAの協力内容の検討

7.(3)～(11)を踏まえ、JICAが技術協力を実施する場合の支援の枠組みを検討する。現在の想定としては、ダム堆砂対策を含めて長期的・総合的な視点で水資源計画を策定することが求められていると考えるため、開発計画調査型技術協力を念頭に置いているが、一般的なプロジェクト型の技術協力プロジェクトなのか、早期の資金協力が有効であるか等も含め検討すること。なお、モロッコ側から要望があった場合は、要請書の作成にも協力すること。

(13) ドラフト・ファイナルレポートの作成・協議

全ての調査結果をまとめ、ドラフト・ファイナルレポートを作成し、JICA及び日本側関係者と協議して承認を得る。なお、作成の際には8.(2)の作成要領に従うこと。

【ドラフト説明調査以降の期間】

(14) ドラフト・ファイナルレポートの説明・協議

JICAの承認を得たドラフト・ファイナルレポートを先方政府関係者に提出し、説明協議を行う。協議及び合意事項については議事録にまとめること。

(15) ファイナルレポートの作成・提出

ドラフト・ファイナルレポートに対する先方政府からのコメントを受け、必要な箇所について追加修正を施し、ファイナルレポートとして取りまとめ、所定の印刷製本後に提出する。なお、作成の際には8.(2)の作成要領に従うこと。

8. 報告書等

(1) 報告書

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。成果品はファイナルレポートとし、その提出期限は2022年6月30日とする。

	レポート名	提出時期	部数など
1)	インセプション・レポート	2021年9月頃	和文：1部 英文：3部 仏文：3部 (うち先方へ英仏2部)
2)	ドラフト・ファイナルレポート	2022年3月頃	和文：1部 英文：3部 仏文：3部 (うち先方へ英仏2部部)
3)	ファイナルレポート	2022年6月30日 まで	和文：1部 英文：3部 仏文：3部 (うち先方へ英仏2部部) CD-ROM 3枚

(2) 報告書作成要領

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

また、各報告書の記載項目（案）は以下の通りとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

1) インセプション・レポート

コンサルタントは既存資料を整理分析し、インセプション・レポートを作成し、現地作業開始時に先方政府への説明及び内容に関する協議を行い、その結果を踏まえて修正し内容についてJICAの承認を得る。記載内容は、以下の内容を想定する。

- a) 調査の概要（背景・経緯・目的）
- b) 調査の基本方針
- c) 調査の具体的方法
- d) 調査実施体制
- e) 業務フローチャート
- f) 詳細活動計画
- g) 要員計画
- h) その他必要事項

2) ドラフト・ファイナルレポート及びファイナルレポート

本調査では、2回の現地調査を通じて情報を収集し、その結果を踏まえてドラフト・ファイナルレポートを作成して先方に説明を行う計画である。そして、フィードバックを得て、そのフィードバックを反映した形でファイナルレポートを完成させる。完成したファイナルレポートについては、先方政府及びJICAの合意を得ること。

記載内容は、以下の内容を想定する。

- a) 調査の概要（背景・経緯・目的）
- b) ファイナルレポートの概要
- c) 調査の実施手法（内容、作業フロー、業務実施人月表、当初計画との変更点及びその理由等）
- d) 調査内容（業務フローチャートに沿って記述）
- e) 調査結果

添付資料

- ① 業務フローチャート
- ② 調査団派遣実績（要員計画）（氏名、指導分野、派遣期間、業務概要等）
- ③ 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む。（リスト、機材到着日・検収確認日、設置場所、利用・管理状況等））
- ④ 議事録等
- ⑤ その他活動実績
- ⑥ 合同調整委員会議事録等
- ⑦ その他活動実績

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは共通仕様書第7条に基づき、国内外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含むコンサルタント業務従事月報をJICAに提出する。月報の記載にあたっては、具体的かつ分かりやすい内容となるよう留意すること。なお、先方政府と文書にして合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真（あれば）
- ③ 業務フローチャート

(4) その他提出物

- ① 議事録等
先方政府との間で、プロジェクトの進捗や計画の変更等にかかる重要な議題に関する協議を実施した際は議事録を作成し、JICAに速やかに提出する（活動の中で日常的に行う協議ややり取りについては、概要を月報へ記載すること）。JICAが別途開催する本プロジェクトに関連する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、JICAが指定する様式によりA4版4枚以内に取りまとめ、会議開催後3営業日以内にJICAに提出する。
- ② 先方政府への提出物
モロッコ政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかにJICAに提出する。

以上

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年8月～2022年6月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 18.0 人月 (M/M) (現地: 9.0M/M、国内9.0M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者/水資源計画(2号)
- ② ダム堆砂対策(3号)
- ③ 表流水開発・管理
- ④ 地下水開発・管理

(3) 現地再委託

本調査では、現地再委託は想定していませんが、通訳(英語⇒フランス語)、ローカルコンサルタント等を活用することは認めます。必要な経費は、競争参加者が想定する内容に応じ、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」に従って計上してください。その際には、特殊備人費(一般業務費)として計上してください。

(4) 配布資料/閲覧資料等

1) 参考資料

本調査に関する以下の資料をJICA地球環境部水資源グループ水資源第一チームにて配布します。希望される方は、「参考資料の配布依頼(本業務名)」を件名とし、代表アドレス(gegwt@jica.go.jp)までご連絡ください。

- モロッコ国ダム堆砂対策を含む水資源管理に係る情報収集・確認調査 案件概要表
- モロッコ国ダム堆砂対策を含む水資源管理に係る情報収集・確認調査 ミニッツ

2) 公開資料

なし

(5) 対象国の便宜供与(必要な場合に記載)

本調査実施にあたり、JICAモロッコ事務所から調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールの通知などの調査協力依頼や必要に応じたリクエストレターを発行するとともに、調査協力機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な調査実施のための協力を行うものとします。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められていますが、便宜供与にかかるJICAモロッコ事務所の支援を必要とする場合は、JICAモロッコ事務所に随時連絡・協議してください。

また、カウンターパートによって、必要な人員の配置、執務スペースの確保、インターネット回線の確保等がおこなわれる。

(6) その他留意事項

1) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICAモロッコ事務所、在モロッコ日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地業務に先だち業務従事者を外務省「たびレジ」に登録すること。

以上